

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 4 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 第5条の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学料を免除することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>第4条、第5条又は第6条第1項</u>の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、<u>入学選考料、入学料又は寄宿舍料</u>を免除することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。